

様式第 3 号－ 1 （一般登録型）

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>10,000 円</u> 手数料負担者は 求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス (職業紹介サービス)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書に記載されてい る額)の <u>30%</u> 手数料負担は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対 する専門的な相談・助言サービ ス(職業紹介の付加サービス)	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>10%</u> 手数料負担は求人者とします。
※上記職業紹介サービスに加えて、よ り専門的な相談・助言の付加サービ スを行う場合。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

21-ユ-300323

事業所の名称及び所在地 株式会社 TOKAI JAPAN 岐阜県岐阜市加納神明町一丁目 10 番地 2 1 階、2 階

